保険薬局の調剤に起因する過誤への対応

　　　　　　　　2008年2月14日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2014年9月3日改訂

2017年2月1日改訂

＜保険薬局において過誤が判明した場合＞

・保険薬局薬剤師は、当院発行の院外処方箋に係わる調剤過誤が判明した場合には速やかに当院薬剤部に連絡する。

・保険薬局は、「調剤過誤報告書　様式1-1」および「調剤過誤報告書　様式1-2」に必要事項を記入の上、当院薬剤部にFAX（0538-38-5045）する。

併せて、磐田薬剤師会にもFAX（0538-32-8199）または提出する。

・連絡をうけた当院薬剤師は、薬剤部長、医療安全推進者に報告し処方医への報告・対応などの確認を行う。処置などが必要となる場合は、その旨を保険薬局に連絡する。対応した内容については、診療録に記載する。

＜入院患者において過誤が判明した場合＞

・当院薬剤部は入院患者の持参薬確認等において、保険薬局の調剤に起因する過誤が判明した場合は、薬剤部長、医療安全推進者に報告した後、調剤薬局にその旨を連絡し詳細を確認のうえ、対応を依頼する。

　ただし、当院薬剤部は服薬の停滞等が生じないように考慮し対応する。

・保険薬局薬剤師は、過誤の対応のため当院入院患者への面会が必要な場合は、別途定める「保険薬局の当院入院患者への面会について」に従う。

過誤への対応方法について、保険薬局より問い合わせがあった場合には

CoMedix内にある調剤過誤関連用紙（※）をFAXで送り対応を依頼する。

* 「調剤薬局の調剤に起因する過誤への対応」

「調剤誤投薬報告書　様式1-1」

「調剤誤投薬報告書　様式1-2」

「調剤薬局の当院入院患者への面会について」

「調剤薬局用面会許可申請書」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　磐田市立総合病院薬剤部